
ドメイン名登録者の意図しないドメイン名移転の更正の経緯と今後の対応

■経緯

- 2019年4月4日、著名なWebサイトで用いられている汎用JPドメイン名について、第三者へのドメイン名移転（登録者の変更）が行われた。
- ドメイン名移転後、新たな登録者によるWebサイトが立ち上がり、メディアやSNSで話題となった。
- 4月5日、元の登録者から、ドメイン名移転に関する指定事業者からの意思確認に適切に対応できず意図しない移転が行われたもので過誤として更正を求める旨の申し出が指定事業者経由であった。
- 申し出を受け同日、JPRSにおいて汎用JPドメイン名登録規則第22条に定める「過誤により登録原簿が処理された場合」に該当すると判断し、登録原簿の更正（登録者を元に戻す）を行った。

■対策

- 全指定事業者に対してドメイン名移転の登録者本人への意思確認を適切に行うよう注意喚起【対応済み】
- 登録者の意図しないドメイン名移転を起こりにくくする方策の検討

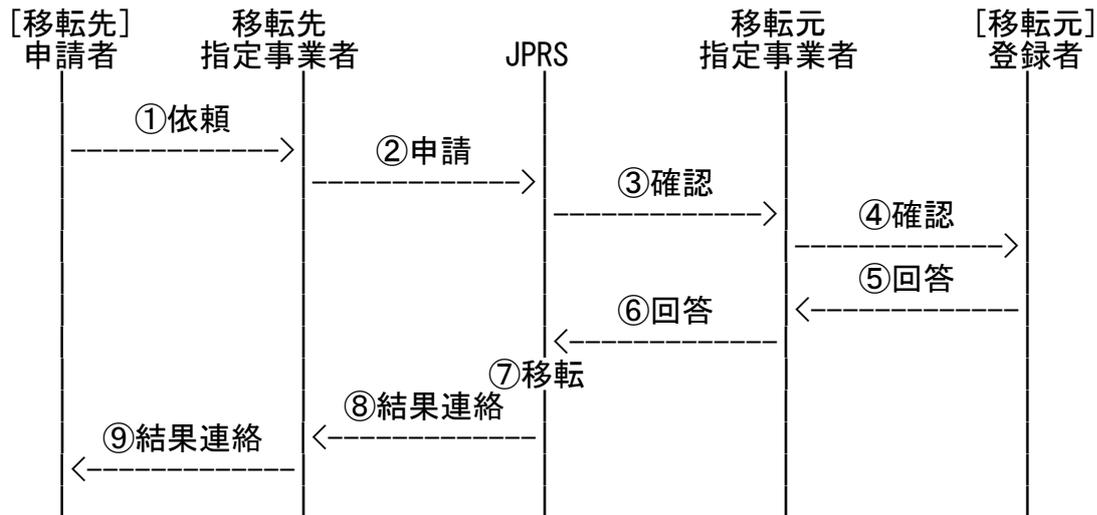
■参考：汎用JPドメイン名登録等に関する規則（抜粋）

第22条（登録の更正・抹消等）

当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合、登録原簿の更正もしくは抹消またはネームサーバ設定の受付の制限もしくはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。

- (1) 過誤により登録原簿が処理された場合
- (2) 登録情報が正確でないことを確認した場合
- (3) その他当社が必要と認めた場合

■参考：汎用JPドメイン名移転フロー



- ① 申請者が今後利用する指定事業者（移転先指定事業者）に申請を依頼
- ② 移転先指定事業者がJPRSにドメイン名移転を申請
- ③ JPRSが現在の指定事業者（移転元指定事業者）に移転申請の「承認/不承認」の確認依頼の通知を送付。（回答期限は10日後）
- ④ 移転元指定事業者が登録者に移転の意思を確認
- ⑤ 登録者が移転元指定事業者に申請の「承認/不承認」を回答
- ⑥ 移転元指定事業者がJPRSに「承認/不承認」を回答
（②から10日以内にJPRSに回答がない場合、「承認」とみなされる）
- ⑦ ⑥の回答が「承認」の場合は、JPRSにて登録者を変更（ドメイン名移転）する。
- ⑧ JPRSが移転先指定事業者に結果を連絡
- ⑨ 移転先指定事業者が申請者に申請結果を連絡

⇒④～⑥の手法は、指定事業者の裁量でサービス設計することとなっているため、意思確認の方法などは指定事業者により異なる。

以上